

丸子実業高等学校損害賠償請求訴訟控訴審取下げについて

高校教育課

1 控訴審の概要

丸子実業高校1年生(当時)のバレーボール部員Aさんが、2度の家出の後、登校しなくなり、平成17年12月6日に自宅にて自殺(縊死)した。

Aさんの自殺について、母親が長野県外4名を相手取って訴訟を提起した。裁判において長野県は、Aさんの家出及び自殺は母親の言動によるものと主張した。

長野地方裁判所は、平成21年3月6日長野県に対する原告の請求を棄却する判決を言い渡した。

原告は、判決を不服として、平成21年3月12日付けで東京高等裁判所に控訴したが、9月15日の第1回口頭弁論の後、10月14日付けで控訴が取下げられたことにより、長野地方裁判所での判決が確定した。

2 長野地方裁判所の判決内容

請求総額：1億3,838万4,378円

賠償額：1万円

| 被告 | 請求の趣旨及び請求額 | 判決内容 |
|--------------------|--|--|
| 長野県 | 上級生のいじめや暴行を放置し、うつ病の診断書を学校に提出したのにAさんに登校を強要し自殺に追い詰めた | 校長その他丸子実業高校職員及び長野県教育委員会職員について 被告Bの声真似や本件殴打行為に対する指導監督義務違反があったとはいえない うつ病を発症した生徒及びその家族に対する注意義務違反があったとする原告の主張には理由がない 担任及びバレー部部長の発言は国家賠償法上の違法行為にあたるまでとはいえない |
| | 請求額：1億2,138万4,378円 | 請求棄却 |
| 丸子実業高等学校長 | 記者会見で事実無根のことを多数の記者の前で述べ、Aさんと原告の名誉を毀損した | 本件高校の校長(公務員)としての立場によりその職務の執行としてされたことは明らかであるから、校長個人がその責任を負うものではない |
| | 請求額：1,150万円 | 請求棄却 |
| 被告B(バレー部上級生)及びその父母 | (被告B) 度重なるいじめと暴行でAさんは精神的に追い込まれ、2度家出をしよううつ病を発症した (その父母) 被告Bに対し、他人に暴力を加えないことや他人の欠陥を真似るなどしていじめることのないように指導監督すべき義務があるのに怠り、被告Bが行為に及ぶのを阻止しなかった | (被告B) 本件殴打行為によってAさんが精神的苦痛を被ったことは認められるものの、これが家出の原因やうつ病発症の原因となったとまで認めるに足りる証拠はなく、本件殴打行為に至った経過及びその後の経緯等に照らせば、上記精神的苦痛に対する慰謝料として1万円を認めるのが相当である (その父母) 父母は被告Bの本件殴打行為について賠償責任を負うものではなく、原告の被告Bに対する監督義務違反の主張には理由がない |
| | 請求額：550万円 | 被告Bの賠償額：1万円 その父母：請求棄却 |